平成２５年（フ）第４４５１号
東京都墨田区緑４丁目６―10―202
債務者　長島　琴榮
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４５２号
東京都荒川区荒川３丁目36―３―201
債務者　花岡　一男
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４８９号
神奈川県相模原市中央区並木３丁目18―７―303
債務者　高山　京子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５０１号
東京都練馬区早宮４丁目10―32―105
債務者　宅間　三代
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５４６号
東京都葛飾区南水元１丁目４－７―206
債務者　武藤　和正
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５４７号
東京都北区東十条３丁目13―17―203
債務者　半田　桃子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５５４号
神奈川県横浜市磯子区滝頭３丁目７―30―102
債務者　高瀬　直樹
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５６６号
東京都江東区越中島３丁目６－３―710
債務者　青木　栄一
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５６７号
東京都江東区越中島３丁目６－３―710
債務者　青木　智美（旧姓藪下）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５６９号
東京都板橋区西台３丁目52―８
債務者　古谷　昌彦
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５７３号
東京都江戸川区江戸川２丁目26―49
債務者　三原　洋子（旧姓諸井）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５７６号
東京都板橋区坂下２丁目１－１―707　けやき台ハイツ１号棟
債務者　安藤　雄二
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５８３号
東京都渋谷区本町２丁目３―１　渋谷本町マンション28
債務者　岸　　豊和
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５９１号
埼玉県日高市大字旭ケ丘186―１
債務者　野田　鎮雄
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５９９号
東京都葛飾区水元５丁目10―18―303
債務者　須田　清美
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部